

## 三重県地方創生会議・検証部会設置要綱（案）

## （目的）

第1条 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略等について、総合的かつ専門的な見地から効果の検証を行うため、三重県地方創生会議・検証部会（以下「部会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 部会の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び効果検証に関すること。
- (2) その他まち・ひと・しごと創生の施策の推進に関すること。

## （委員）

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 会議の委員の任期は、選任の日から令和2年3月31日までとする。
- 3 会議の委員の再任は妨げない。

## （部会長）

第4条 部会には部会長を置き、その部会の委員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会を総理する。
- 3 議長に事故があるときは又は議長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

## （部会）

第5条 部会は、知事が招集し、これを主宰する。

- 2 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## （報償費等）

第6条 県は、部会の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 部会の委員以外の者が、部会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

## （庶務）

第8条 部会の庶務は、戦略企画部企画課において行う。

## （補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び部会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年6月4日から施行する。